

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
1 土 (1)	R6.04.03 9:15 架空物	道路	<p>・函渠工設置のために床掘済であった箇所が降雨による増水で法面崩壊し、近接している中部電力パワーグリッドの支線柱及び追支線（アンカー）が倒れた。</p> <p>公衆物損 支線柱及び追支線破損（通信障害なし）</p>	<p>・電線管理者と事前に現場立会し、施工方法等の確認をとっていたが、電柱の根入れが想定より浅かったこと。</p> <p>・洗堀を想定した法面の養生を講じなかったこと。</p>	<p>・増水時に法面崩壊することがないように法面保護対策を行う。</p> <p>・増水時の水量にも考慮した余裕のある排水ポンプを設置する。</p> <p>・日々の危険予知活動にて、現場に潜む危険箇所を、危険予知活動で見つけ出し、社内にて危険予知を行い周知・徹底する。</p>
2 土 (2)	R5.04.03 11:00 挟み込み	河川	<p>・クレーン機能（2.9t）付バックホウで敷鉄板の荷下ろし作業中、吊り荷が動いたため、吊り荷の位置調整を行っていた作業員の左手が、隣接するカーブミラーの支柱と敷鉄板の間に挟まれ、手の甲を打撲した。</p> <p>業者人身 19歳 左手打撲挫傷</p>	<p>・事故当日は、全員で作業内容の確認、KY活動を実施していた。しかし、作業員が吊り荷に直接接触してはならないことについては、認識が不足しており、事故発生時は吊り荷に作業員が直接接触して作業を行い、吊り荷を安定させるための介錯ロープなどを使っていなかった。</p> <p>・敷鉄板の仮置き場所は、カーブミラーやガードレールなどの既設構造物に近接し、仮置き作業のためのクレーン作業を行う場所として適していなかった。</p> <p>・作業員以外に合図者を配置していなかったため、作業を監視し、作業員が既設構造物に近接している点や、吊り荷が揺れる等の危険を重機操作員及び作業員に知らせることができなかった。</p>	<p>・重機稼働中は、作業員は吊り荷に近寄り作業することを禁止し、吊り荷を安定させる場合は、吊り荷から離れ介錯ロープ（フック）等を用い安定させる。また、吊り荷の吊り上げを安全に行うため、3・3・3運動を徹底する（30cm吊り上げ、3秒停止、吊り荷から3m離れる）。</p> <p>・資材の吊り作業時は、作業員のほかに合図者を1名設置し、作業を監視、指示し、必要に応じて重機操作員及び作業員に危険を知らせる体制を確保し作業を実施する。</p> <p>・作業員のヒヤリハットレベルの事柄から速やかに発注者を含めた関係者と情報を共有できるように、安全教育及びKY活動時に注意喚起する。また、監督員から元請け業者に対しても、事故防止の日や段階確認、現場立会時に注意喚起する。</p> <p>・今回の事故を受け、上記対策を作業手順書や車両系建設機械作業計画書に追記を行い、改めて作業員全員に対し、安全教育を行う。元請け業者は、作業手順書や車両系建設機械作業計画書に追記した内容を施工計画書に反映し、監督員から了解を得た後に作業を実施する。</p>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
3 土 (3)	R6.04.10 9:10 工具・資材	上下水	・木材を電動のこぎりで切断する際、誤って自身の左小指を負傷した。 業者人身 19歳 左手打撲挫傷	・電動のこぎりで木材を切断する際に、手で木材を持って切断作業を行ったこと。 ・木材を地面もしくは作業台に木材を置き、動かないように固定しなかったこと。 ・回転刃が身体に触れるおそれがないように作業するべきであり、危険性に対する認識が不足していた。	・電動のこぎり等で木材等を切断する際には、切断物を手に持つなど不安定な状態で作業せず、安定した台などに固定して切断する。 ・電動工具を使用する作業予定がある場合は、毎月の安全教育にて、切創、巻き込まれ、飛散事故等の危険性を周知徹底する。 ・KY活動時には「電動工具記入欄」に記入漏れがないよう、改めて作業員に周知徹底し、現場代理人が現場巡視を行った際、用途不明の電動工具を見つけた場合は、作業員に注意を行う。
4 林 (1)	R6.05.16 8:00 架空物	治山	0.7m3BH を重機仮置き場から現場出入口まで移動させようとブームを上げ旋回した際、携帯電話用の架空線に接触し、破断させた。 公衆物損 携帯電話用の架空線破断（通信影響なし）	・重機仮置き場での安全確認を怠った。 ・重機を移動させる前に周辺の障害物等の事前確認を怠った。 ・監視人が不在であったにも係わらず重機を移動させた。	・現場の状況変化に応じた安全対策の徹底を図る。 ・架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置。 ・カラーコーンを設置し、立ち入り禁止とする。 ・架空線等事故防止チェックリストを必ず作成し、上空施設の事故防止に努める。 ・重機運転者は架空線付近で作業する際、監視人の合図なしでは重機を動かさない。
5 林 (2)	R6.06.23 6:00 流出	治山	進入路の柵工に敷鉄板を敷設し、排水対策として横断暗渠部に仮排水（φ500mm×3本）を設置、敷鉄板には50cmの開口部を設けていたが、想定外の降雨により、上流からの土砂により排水対策である開口部が埋まってしまったため、国道まで土砂が流出した。 公衆物損 国道へ土砂流出（人的被害無し）	・想定外の雨量に対して、それ相応の対策を講じていなかった。（敷鉄板の撤去及び大型土のうの設置等）	・施工計画書に大雨の場合の対応策を記載する。（敷鉄板の撤去及び大型土のうの設置等） ・今回の公衆災害を踏まえ、会社全体で原因と対策について周知徹底を図る。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
6 林 (3)	R6.07.03 11:30 転倒	治山	現場仮設状況を点検し、作業現場へ戻ろうとした際、石につまずき転倒し転石に胸部右側を打ち付けた。 業者人身 右側胸部打撲傷、右第9肋骨骨折、頭部打撲擦過傷(休業0日)	・巡回箇所にて歩道及び転倒防止柵を設置していなかった。 ・巡回箇所付近に注意看板を設置していなかった。 ・巡回箇所のうち、急勾配区間には階段を設置していなかった。	・巡回箇所にて歩道及び転倒防止柵(単管を打込み、法面で使用するロープ(同等品)を緊結した物)を設置。 ・巡回箇所付近に注意看板を設置。また、朝礼時等においても作業員に注意喚起を徹底する。 ・巡回箇所のうち、急勾配区間には階段を設置。 ・巡回箇所の障害物(不安定な石等)は極力除去する。 ・事故が発生した場合は、業務時間外でも県に報告することを、他現場を含めて徹底する。
7 土 (4)	R6.07.08 14:00 草刈・除草	道路	肩掛け式草刈り機とコの字型除草防護板を用いて、片側交互通行を行いながら除草作業を行っていたところ、飛び石が発生し、走行中の軽ワンボックスの左後方サイドガラスが破損した。 公衆物損 一般車両サイドガラス損傷	・除草作業時に通行車両が近接するときは、交通誘導員の警笛により作業員に知らせ、作業を一時中止する対策を行っていたが、猛暑による注意力の低下や草刈り機の機械音により、作業員が警笛に気付かず、作業の一時中断がされなかった。 ・刈り高 5cm 残しを目標に作業を行っていたが、法面の傾斜等により部分的に刈り高が低くなっている箇所があり、刈り刃が小石に接触したと思われる。 ・除草防護板(高さ 1.8m × 袖 0.6m+中央 2.7m+袖 0.6m)を使用されていたが、左袖の端から飛び石がすり抜けて今回の事故に繋がった。	・朝礼KY時には危険箇所の周知を徹底する。 ・夏場の作業のため、熱中症対策並びに作業の注意力維持のためこまめな休憩をとる。 ・除草作業前に浮石や瓶、缶等の異物の除去作業を入念に行う。 ・除草作業時に通行車両が近接する際には交通誘導員の警笛だけでは猛暑や草刈り機の機械音により草刈り機作業員が警笛に気づかない場合があるため、交通誘導員の警笛を受けコの字型除草防護板作業員についても警笛を吹いて草刈り機作業員に注意をうながし、確実に作業を一時中断する。 ・コの字型除草防護板の袖部の長さを延長する。(袖部長さ 0.6m→1.2m) ・刈り高 5cm 残しとし地面と刈り刃を接触させないため、刈り刃の中心部分にスペーサー(3cm厚)を取り付ける。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
8 土 (5)	R6.07.09 8:40 転倒	砂防	クレーンのオペレーターである作業員は、トイレ休憩のためクレーンを停止させ、運転席から降りて移動する途中、砂防堰堤の水叩コンクリートの上で足を滑らせ転倒し、腕を強打した。 業者人身 左肘頭骨折	・水叩コンクリート上には常時水に漬り、苔が繁茂すると滑り易く、滑り防止のため金属製の足場板を設置した通路を、左・右岸それぞれに設けており、作業員に安全通路を使用するよう指導を行っていた。しかし、事故当時、クレーンを降りたオペレーターは、金属製の足場板が設置された通路ではなく、水叩コンクリートの上を歩いて移動していたため、足を滑らせて転倒した。	・今回発生した事故に関するの安全教育を実施し、安全通路の使用を徹底させる。 ・作業員がわかりやすいように、通路出入口には安全通路標示を設置し、通路手摺には赤旗付トラロープで安全通路であることがわかるよう明示する。また、足場を連結固定して安全通路を設置する。
9 土 (6)	R6.07.16 12:05 架空物	道路	10tダンプをヤード内でダンプアップした際、全ての荷が一度に落ちなかったことから、ダンプアップしたまま車両を1m前進させて荷を落とし、荷台を戻す行動に移った。この荷台を戻す際、ヤードと道路との境界部の上空にあった電話線と荷台が接触した。 公衆物損 電話線たわみ (通信障害損傷なし)	●運搬時の荷下ろし作業における運転手不注意 ・作業時、誘導員が監視をしており、注意を払っていたが、ダンプ運転手の行動(ダンプアップしたまま1m前進させて荷台を戻したこと)が一連で行われたため、抑止することが間に合わず、ダンプ荷台が電話線に接触した事故であり、運転手の安全意識の欠如が事故の主な要因	1 安全教育による作業員の安全意識の向上 ・工事再開前の現場従事者への安全教育の再度の実施 ・架空線周辺での運搬等の作業の際における運転手と見張員の合図方法の事前確認を実施 ・指差呼称の基本動作を徹底(朝礼時安全唱和に指差呼称を追加) 2 現場内安全対策の実施 ・架空線があることを示すのぼり旗の増設 ・架空線がない資材置き場用地の確保 ・ダンプ運転席に荷台が上がった状態であることを示す「回転灯」「ブザー」を設置 ・高さ制限を決めセンサーを配置、車両感知のブザー音と回転灯で警告する設備を設置 ・LEDテープライトを設置し視認性を高め注意喚起

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
10 土 (7)	R6.07.26 14:14 工具・資材	道路	トンネル掘削工事において、地山掘削面への吹付作業中、吹付する急結材を送り出すホースが閉塞したため、ホース内の圧抜きを実施し、閉塞箇所の特定を行う作業を行った。閉塞箇所を特定したことから、カッターナイフにより切断を行ったところ、ホース内には残圧があったため、閉塞していた急結材が着用していたフェイスシールドの下超しに飛散して目に入った。 業者人身 両眼化学外傷（3ヶ月程度通院）	<ul style="list-style-type: none"> ●作業員の安全意識の欠如、不注意 ・残圧の可能性がある場合のホースの切断は、片方を折り曲げて切断時に圧がかからないようにした上で、更に万が一噴き出した場合でもホース切断面は作業する自分とは反対側の裏面を切断することで自身の安全を確保する必要がある。 ・ホースを折り曲げて圧がかからない状態で切断するためには、2人で作業を行う必要があったが、1人で作業したこと。 ・前日からの降雨により急結材のダマ発生が多い中、閉塞が何度も発生したことによる作業遅延への焦りが安全意識の欠如と不注意な作業に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全教育等による作業員の安全意識の向上 ・非正常作業が発生した場合は、直ちに一旦作業をやめ、関係する作業員で打合せを行い、作業を再開する。 ・非正常作業の発生後、発生が予測される場合は、関連作業に係るKY活動、作業開始前点検、巡視指導において、安全データシート等を用いて留意事項を周知する。 ・安全データシートを現場事務所、朝礼看板、使用場所、関係機械の各所に掲示する。 ・閉塞除去作業手順を吹付機に掲示することにより周知する。 ・一人作業をしない・させないため、役割分担を明確にし、職員、職長が巡視の際に確認する。また、一人作業をしないよう朝礼などで指導を徹底する。 ○現場内の安全対策 ・ホースの閉塞除去作業時はゴーグルタイプの防護メガネを使用する。 ・洗眼水を現場事務所、坑内に位置を決めて設置する。設置場所は切羽進行に合わせ移動する。
11 土 (8)	R6.08.05 16:00 飛来物・落下物	上下水	浄水場の着水井の水抜き清掃作業時、注入停止中の水酸化ナトリウム注入配管が熱されたことにより圧力が高まり、管内の残留薬液が押し出されて漏れ、配管直下で作業していた2名に滴下して首に熱傷を負った。 業者人身 作業員2名共「第Ⅱ度熱傷 外用治療 2週間程度」	<ul style="list-style-type: none"> ■薬液注入配管漏洩に対する危険性の認識不足 ・これまで同様な作業を年1回、毎年繰り返していたが、水酸化ナトリウム注入ポンプは停止させて作業しており、なおかつ薬注室の薬品注入配管バルブは閉止していたことから、配管内圧力上昇により管内残留薬液が漏れだす危険性の認識がなかった。 ・着水井清掃作業マニュアルには、高所からの転落などに対する記述はあるが、薬品に対する記述はなく、現場作業開始時のKY活動でも認識されなかった。このため、現場責任者、現場作業員等の全員が薬品漏えいに対するリスクをもっていないこと、並びに作業前に薬液が漏れないような対策を取らなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業前に薬品注入点側バルブ閉止、配管内の薬液がないことを確認するなど、漏液しないよう徹底する。 ・作業マニュアルの見直しを実施し、作業中の薬品に対するリスクを追加する。 ・薬品注入配管付近に劇物の注入点がある旨を現場掲示し、作業員に危険性、有害性、リスク低減措置を周知させる。 ・着水井内での作業時には、保護具（保護面、保護メガネ、タイベックス等）を着用し安全を図る。 ・薬液注入配管から漏れることを想定し、防護シート、保護管、液受け容器などを設置し作業を実施する。 ・作業前には上記のチェックシートを用いてKY活動を行う。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
12 土 (9)	R6.08.19 10:30 架空物	砂防	<p>樋管工掘削作業を開始しようと重機（BH0.45m3）を旋回させたところ、上空にあった電話引き込み架空線にアームが接触し電話線を切断した。</p> <p>公衆物損 電話線切断 2戸 約2時間30分間不通</p>	<p>○バックホウのオペレーターの確認不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切断した電話線より低い位置に工事用仮設電気架空線があり、オペレーターの意識が仮設線に集中し切断した電話線への注意が払われていなかった。 ・アームを上げて旋回を開始した際に、駐車場に入ってきた自動車に気を取られ、切断した架空線への注意が散漫になっていた。 <p>○架空線への対策不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・架空線にリボンテープ等の明示がされていなかったことや、注意喚起を促すため看板やのぼり旗の処置がされていなかった。 <p>○監視人及び合図者の不適切な配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場には監視人及び合図者がいて架空線切断の危険性を感じ両者がオペレーターに声を出して知らせたが、配置位置が適切ではなかったために、監視人及び合図者の声がバックホウのオペレーターに届かなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・架空線にリボンテープ・のぼり旗で明示し注意喚起した。リボンテープの設置が困難な架空線については、高さ制限ロープを設置した。 ・緊急の安全教育を改めて行い、事故原因の分析、今後の対策（ヒューマンエラー対策（危険軽視・不注意）のKY時における実施等）を周知した。 ・監視人及び合図者はオペレーターから見える位置へ移動する。 ・バックホウのアームに「架空線注意」と書かれたマグネットを張り付けた。 ・監視人及び合図者に笛を携帯させ、危険性を感じる時は笛によりオペレーターに知らせることとした。 ・重機旋回時は一度停止し、周囲を確認してから旋回するよう徹底を図ることとした。（KY時に周知） ・監視人、合図者、オペレーターは作業する前に、作業工程で危険性を感じるところを共有してから作業を開始するよう徹底することとした。
13 土 (10)	R6.08.26 10:58 草刈・除草	道路	<p>道路の歩車道境界部の除草作業を片側交互通行規制にて行っていたところ、対向車線を通行中の車両のフロントガラス左前面に飛び石が接触し、損傷させた。</p> <p>公衆物損 一般車両フロントガラス損傷</p>	<p>○除草箇所の事前確認不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当日作業は、歩車道境界部（路肩部）の除草作業であり、路肩に堆積している土砂溜り、または草の根元の石に接触した際に、石等が縁石に当たりコの字型防護板をすり抜けて一般車に接触したと思われる。 ・防護板の使用などの必要な安全対策は実施していたが、除草箇所の事前確認を徹底し、土砂等の堆積により飛び石等の危険が確認された場合は、除草方法や除草機械の変更等の対応が必要であったと考える。 <p>○作業員への飛び石の周知不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当日のKY活動において「道路除草チェックシート」に基づく安全教育、飛び石に対する注意喚起・周知を実施していたが、現場条件を考慮した飛び石の可能性（周辺構造物による飛び石の跳ね返り等）について周知が不足していたと考える。また、防護板と作業員が離れすぎないように周知の上、気を付けて作業を進めていたが、長時間作業も相まって、注意が散漫となり、離隔が生じた可能性も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コの字型防護板作業員は使用する草刈り機の特性を踏まえ、飛び石の方向を予想し、距離を適切に保ち作業を行うよう徹底する。また、適正な刈高（地面から5cm）を徹底するためアタッチメント等を装着する。 ・作業前に、刃の回転方向の確認と飛び石方向を予測した刈り方（草刈機の動かし方）など周知徹底する。 ・土砂等の堆積により、飛び石により車両被害が想定される車道及び歩道の草刈では、人力除草（手鎌）、ロータリーハサミ方式又はバリカン式の草刈機を用いて作業する。また、可能な限り事前に土砂等の撤去を行う。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
14 土 (11)	R6.08.28 16:05 挟み込み	河川	<p>バックカー車の連続運転中に、小径木の束を両手で抱えて投入口に投入していたところ、先に投入していた小径木の束と新たに投入した小径木の束の間に右手が挟まれ、その状態のままプレスプレートが下方へと移動したことで、小径木とともに右前腕が圧迫され負傷した。</p> <p>業者人身 右前腕圧挫傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故当日は、全員（現場代理人1名、作業員3名）で作業内容の確認、KY活動を実施していた。しかし、バックカー車の正しい使い方や使用上の留意事項に関する教育が不十分であり、被災者はバックカー車が連続運転している状態で小径木を投入した。 ・被災者以外に投入作業を行っておらず、作業の監視者がいなかったため、緊急時に代わりに緊急停止レバーを押せる者がいなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員に対するバックカー車の正しい使い方や使用上の留意事項に関する教育を徹底する。 ・バックカー車に積み込みを行う際は、バックカー車のプレスプレートが一番上 上がっている状態で一時停止し、投入完了後に圧縮する。また、投入口に入る長さに雑木を切り揃えてから投入する。 ・バックカー車での作業前に、必ずプレスプレートの動きや緊急停止ボタンの位置確認を作業員全員で行う。また、緊急事態が起こった場合に、すぐに緊急停止ボタンを押せるよう2人以上で作業を行う。 ・作業員のヒヤリハットレベルの事柄を含め、速やかに発注者を含めた関係者と情報を共有できるように、安全教育及びKY活動時に注意喚起する。また、監督員から元請け業者に対しても、事故防止の日や段階確認、現場立会時に注意喚起する。
15 林 (4)	R6.08.28 17:00 架空物	治山	<p>仮置き場で運搬土砂を荷台から降ろした後、ダンプアップしたまま走行し、電話線に荷台が接触し破損した。</p> <p>公衆物損 電話線破損（通信障害なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック運転手が運搬土砂を降ろした後に、ダンプアップレバーを戻したと思い込み、降りて確認することも無く走行を続けた。また、掘削土仮置き場にはそのことを確認できる作業員が誰も居なかった。 ・国道沿いの電話線が低い位置にあるが、防護カバー等の対策を行っていなかった。 ・マニュアルに沿ってチェックされていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに基づく確認を徹底する。 ・土砂仮置き場出入口に安全設備の設置（高さ制限装置） ・土砂を降ろした後に、荷台が完全に下降しているか降りて確認する。 ・「架空線注意看板」を設置する。 ・社内安全教育を徹底し、安全意識の向上を図る ・現場での安全対策を見直し、改善する。 ・作業手順の確認し周知徹底する。 ・安全巡視の見直し（巡視の頻度、項目の細分化）

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
16 土 (12)	R6.08.29 0:20 挟み込み	道路	トンネル掘削の2次吹付作業中、吹付機の先端ノズル部分が詰まったため、作業を中断し、Y字管を取り外し清掃した。詰まりが解消したため、Y字管の取り付け作業に移った。被災者は保護カバー下のノズル先端可動部に右手を置いた状態で、先端ノズルを横向きから上向きにするようオペレーターに合図をした。オペレーターが合図に従い先端ノズルを上向きに操作したところ、ノズル先端可動部に置いていた右手母指が可動部に挟まれ被災した。 業業者人身 右母指挫創	・吹付機ノズル先端可動部に手を置いていた。	・オペレーターはブーム操作前に人払いを行い、周囲の確認を行う。 ・合図者は吹付機オペレーター側のよく見える位置で合図を行う。 ・吹付機ノズル先端可動部に手を置かない。 ・ブームに「はさまれ注意」明示やブラチェーンでの注意喚起を行う。
17 土 (13)	R6.08.30 13:35 墜落・転落	砂防	雪崩対策の補強土壁工事における12段目(H約6m)での盛土作業において、作業員は端部を背にししながら振動コンパクターを後進させ転圧作業を行ったため、後ろに気付かず、足を踏み外し墜落した。 業者人身 左肩甲骨骨折、左肋骨骨折、左尺骨骨折、血気胸、左肩鎖関節脱臼	・高さ2m以上の場所における作業であり墜落により作業員に危険が及ぶ恐れがあるにもかかわらず、「トラロープとロープピンによる安全対策」のみを実施しており、墜落防止の安全対策が不十分であった。 ・見張り人が不在にもかかわらず一人で作業を開始した。 ・振動コンパクターでの転圧作業は通常前進のみで行うところを、後進機能を使用し、また、後方不注意により足を踏み外した。 ・KY活動を実施していたものの、高所作業であるにもかかわらず、墜落・転落への注意が不足しており、不十分な内容であった。	・再発防止のための緊急社内安全会議を開催し、再発防止のため作業員の安全に対する意識を徹底し、作業手順の確認等の安全教育を実施した。 ・労働基準監督署の使用停止等命令書・是正勧告書 ・指導票に基づき、親綱設置、安全帯の使用等を徹底した。加えて独自対策として、親綱と同等の墜落防止ロープを追加設置した。 ・転圧機械を使用する場合は、端部では前進作業のみとし、見張り人を設置することとし、端部以外で後進機能のある転圧機械を使用する場合は誘導員を設置し一緒に作業することとした。 ・作業手順書を見直し、KYミーティング時に作業手順を周知、手順書を遵守徹底し作業を実施することとした。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
18 土 (14)	R6.09.04 17:10 挟み込み	道路	<p>橋梁下部工事において、夕方掘削作業が終了し、作業で用いたクラムシエルのバケット爪の点検を行うため、深礎杭のライナープレート横で、バケットを宙吊りにした状態でバケットの揺れがおさまるのを作業員たちが待っていた。被害者は深礎杭周辺の片付け作業を行っており、杭周りを通行する際、揺れているバケットとライナープレートとの間をすり抜けようとしたが、バケットの振幅が大きくライナープレートとの間に体を挟まれた。</p> <p>業者人身 外傷性気胸 肺挫傷</p>	<p>○片付け作業時における労働者の不注意</p> <p>・事故当時、揺れるクラムシエルのバケット・アームは誰でも認識できる状況にあったが、被害者は作業終了の夕方の時間帯にあって、自身の片付け作業に夢中となり、状況を把握することなく不用意にクラムシエルのアーム・バケットに近づき被災しており、被害者の不注意な行動が主な原因と考えられる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重機の作業半径内への立入禁止対策として、再度全職員並び全作業員に対し今回の事故に対して安全教育を実施する。そのうえで、作業ヤード内に表示板を設置し、作業員の意識向上を図る。 ・クラムシエルバケットは、不用意な浮遊状態を避け、作業後は速やかに安全な定位置に移動させバケットを接地し停止状態とする。 ・重機作業時は監視員を配置し、接触防止を図る。 ・監視員は、当該作業を行わない者から選任する。伝達方法は声掛けと笛を用いて行い、笛による統一合図表を現場内に掲示する。 ・危険への声掛けは監視員だけではなく、作業員同士が積極的に行えるような環境を創る。 ・外国人労働者への教育は、本人が理解できる言葉だけではなく図解を用いて説明する。 ・重機の点検は指定ヤードを定め、停止状態で行う。また、作業員が接近しないよう、重機点検者が点検箇所周りに重機回りにカラーコーンと表示板(点検中)を配置し整備を行う。 ・現場監督者は作業員の行動に目配りをし、朝礼時だけでなく、昼休憩時の打合せ後に全作業員の体調確認を行う。
19 土 (15)	R6.09.06 9:30 埋設物	その他	<p>茶室の月見台撤去工事において、根太を取り外そうとしたところ、ビスの頭が劣化により取り外し不可能のため、電動ノコギリで切断して取り外すことにしたが、根太の下部に外部コンセントに繋がる配線があり、一緒に切断してしまった。</p> <p>公衆物損 電気線切断(約1時間30分停電)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業前に現地配線の確認を実施したが、完全に隠れるように這わせてあったため確認できなかった。 ・配線図の確認を確実に実施したが、切断配線は配線図に記載されていない配線であった。 ・事前に指定管理者と立会いを実施したが、指定管理者も把握していない配線であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成したチェックリストに基づき作業員全員で作業前にインフラ設備の有無の確認を行う。 ・今回の事例を踏まえて再度安全教育を実施した。 ・撤去作業時は日程を指定管理者と協議をしたうえで、ブレーカーを落としてから作業をする。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
20 林 (5)	R6.09.09 16:50 飛来物・落下物	治山	<p>通行の安全を確保するため落下の恐れのある転石を直下の林道まで落とし、除去する作業を行っていた。斜面中腹部において1m近い転石を落下させるため作業員2名で実施していたところ、転石が落下する際に、下から上に向けて破片と思われる物体が飛び上がり、作業員1名の鼻を直撃した。</p> <p>業者人身 鼻骨骨折 鼻挫創</p>	<p>・転石を落とす先には倒木などの障害物があったが、跳ね返りが発生する危険があることを予測していなかった。</p>	<p>・転石を落とす際には、落とす先の林床の状況を事前によく確認し、障害となる物を取り除いておく</p> <p>・社内安全教育を徹底し、安全意識の向上を図る。</p> <p>・現場での安全対策を見直し、改善する。</p> <p>・作業手順を確認し周知徹底する。</p> <p>・当該作業においては保護メガネ、フェイスシールド等を着用する。</p> <p>・監視員の配置もしくは作業員同士の相互監視等により、注意喚起を行う。</p>
21 土 (16)	R6.09.12 7:30 その他	建築	<p>体育館屋根外壁内部改修工事において、大雨により、軒樋(ノキドイ)がオーバーフローを起こし、屋根材と軒樋の隙間から雨水が室内に浸入。2階アリーナ、1階柔剣道場、体育職員室等において雨漏りが発生した。</p> <p>公衆物損 2階アリーナ、1階柔剣道場、体育職員室等が雨漏れ</p>	<p>・発生当時、屋根の塗装工事のため、軒樋に養生シートを被せていた。</p> <p>・その養生シートが排水ドレンを塞いだことにより、堅樋(タテドイ)への排水能力を失わせ、結果オーバーフローして屋根材と軒樋の隙間から雨水が浸入した。</p>	<p>・屋根の軒樋の養生は当日作業終了時や降雨時には取り外しを行い、当日作業終了後、元請業者が点検表を用いて当該作業終了部の現地確認を行う。</p> <p>・今回の漏水事故事例を安全教育や新規入場時に指導・共有を行う。</p>

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
22 土 (17)	R6.09.17 10:40 草刈・除草	河川	<p>管理通路の維持管理のため、通路(階段)と法面の除草作業を実施。草刈機で、手刈りした範囲と草刈機で除草する範囲の境を草刈機で除草する際、手刈りした範囲側から草刈機で刈る範囲に向けて刈刃を振ったところ、手刈りで刈った範囲側に隠れていた木の株に草刈機の刈刃が接触し、キックバックを起こしたことで、引込柱に沿って設置してあった樋門操作の電源ケーブルに接触し、ケーブルを切断した。</p> <p>公衆物損 電源ケーブル切断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引込柱等の保全施設の周辺は、多くの雑木等が生育しており、雑木への接触によるキックバックが発生しやすい状況にあったにもかかわらず、受注者は、雑木の数が多く、全てに標識や目印を行うことは困難であると判断し、標識や目印をすることなく、草刈機による作業を行った。また、手刈りを行った作業員は、手刈り範囲内の木の株について、他の作業員に位置の共有を行っていなかった。 ・草刈機を操作していた作業員は、手刈りを実施した範囲に刈刃を入れて作業をしていた。また、キックバックが発生した場合に保全施設に向かって刈刃が跳ね返る方向から除草を実施していた。 ・KY活動の内容が、作業員自身のケガ等に対することが中心となっており、キックバックにより発生する保全施設への接触事故の危険性について、注意喚起がなされておらず、その意識が不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業前に作業場所の特性(雑木が多く、キックバックが起きる可能性が高いなど)を把握し、標識や目印を設置するとともに、危険箇所の共有を確実に行う。また、設置が困難な場合は、キックバックにより刈刃が保全施設に接触しないように、手刈りを行う範囲を広くするなど対策を行う。 ・草刈機を操作する作業員は、手刈りをした範囲内に刈刃が入らないように注意し作業を行うとともに、キックバックをした場合も保全施設に刈刃が当たらない位置や方向から作業を行う。 ・草刈作業前のKY活動においてキックバックの発生による作業員、第三者及び保全施設等に対する事故の危険性について注意喚起を徹底する。
23 土 (18)	R6.09.18 9:30 工具・資材	建築	<p>改築建築工事にて、外部足場せり上げ作業を行っていた。足場入隅部にて強風対策で設置している斜め補強(単管5.0m)を上層へせり上げる作業をしようとした。被災者が、相手側クランプから単管を引抜いた際、単管の自重により天秤状態となり、単管を保持していた左手親指が先行手摺と単管に挟まり切傷した。</p> <p>業者人身 左母指不全切断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者は指示から逸脱した行動を行った。 ・合番者が来るまで待つよう指示されていたにもかかわらず、1人作業を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・足元手元の環境が悪い場所や高所での長尺物(4.0m以上)の取り扱いには2人作業で必ず行うことを明確にルール化し作業手順に追加する。 ・下請業者へ、作業員再教育に係る指示を傳達。 ・現場代理人は、人員配置等、作業員全員が同じ作業手順を認識したのを確認後、作業開始の指示を出す。 ・全作業員を対象に再発防止会議を実施。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
24 林 (6)	R6.09.18 9:45 交通事故	治山	従業員が仮設資材を資材仮置き場へ戻すため、ダンプトラックで現場から市道を走行していたところ、待避所Aで停車している生コン車と対面した。待避所Aでは車両のすれ違いができないと判断、一旦車両を停止し、後方の待避所Bまで後進を開始したところ、ダンプトラックの後方1mに停止していた後続の一般車両に気づかず接触し、車両を損傷させた。 公衆物損 一般車両バンパー損傷	・ダンプトラック運転手は、ドアミラーもしくはは直接目視での後方確認を怠った。	・作業ミーティング時に当日の作業内容、交通安全、運搬経路の状況、近隣工事の工事車両運行状況を周知、徹底する。 ・工事車両運転席に注意喚起シールを貼付け、運転時の行動確認を徹底させる。 ・運転経験2年未満の運転手には、運転経験5年以上の同乗者を設け、後進時確認、誘導等の運転補助を行う。
25 農 (1)	R6.09.23 14:30 飛来物・落下物	農地	用水路工にて塩ビ管VUφ300を布設する作業で、掘削を行い塩ビ管布設。作業の区切りがつき掘削部から上る際、本人の不注意でバランスを崩し法面に体が触れ、土砂の中に埋もれていた石(直径約30cm厚さ8cm)が70cmの高さから落下し右足の甲に当たった。 業者人身 打ち身	・現場では掘削切土面の浮石除去を行っていたが、事故原因となった石は表面からは見えない位置に埋もれていた。 ・掘削箇所の下流側は緩やかなスロープ状になっており、掘削高も低かったため、作業員は危険箇所であることの認識が薄かった。 ・こうした場所で、移動の際に体のバランスを崩し法面に手をかけたところ、埋もれていた石が落下し、作業員の足に当り事故となった。 ・今回は作業員が現場の危険性を軽視したことによる不注意が原因で事故につながったと考えられる。	・法面付近で作業する場合は、作業前に浮石等がないか確認を行い、表面から見えづらい部分にある埋設物等にも注意し、不安定な箇所があればこれを除去する。 ・土質の変化に合わせ、設計以上の勾配が確保できるところは、勾配を緩やかにする。 ・作業時は安全な足場を確保するとともに、常に周囲の安全確認を行う。 ・KY活動の精度を高め、作業員全員へ現場の危険性を改めて認識させる。 ・今回の事故について社内での安全教育にて共有を図り、他の現場も含めて安全意識を高める。
26 土 (19)	R6.10.07 11:30 架空物	道路	トンネル発生土を10tダンプ荷台に積込み、駐車場仮置きヤードに運搬していた。積荷を荷降ろしするためダンプアップをした。運転手はダンプ荷台を降ろしたつもりであったが、降ろし忘れそのまま走行し、荷台前方部分と電話線が接触した。 公衆物損 電話線の支持線が切断(通信障害なし)	・搬入の際には手順どおり作業していたものの、場外への移動の際には、運転手は荷台を下ろすことを忘れ、また、ダンプアップ時に車両から発するアラーム音にも気付かず、誘導員が異常に気付き「緊急停止」の呼びかけを行ったが間に合わず、車両を前進させたことにより発生したものであり、運転手の不注意が事故の主な要因と考えられる。	・運転手など、各現場関係者が安全対策を徹底するよう安全教育を実施。 ・常時監視員を追加設置し、荷台が下りているかの監視を徹底。 ・車両の入場後に一旦停止位置にカラーコーン等を設置し、出口を塞ぐことで車両を確実に停止させる。 ・架空線の直下から1m手前の路面に一旦停止を明示、また、架空線注意喚起看板や指差呼称の喚起看板を増設することで、車両の一旦停止及び荷台が下りているかの確認を運転手に徹底。 ・月1回の店社パトロールとは別に月の初旬に、取締役幹部による現場別チェックリストによる重点パトロールを実施。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
27 土 (20)	R6.10.09 10:20 交通事故	道路	<p>残土処理場へダンプトラック(10t)で土砂を運搬中、交差点の手前で信号機の点灯が青から黄へ変わり、前方を走行していた軽車両が急停車したため、急ブレーキを踏み込んだが停車出来ず追突して車両を破損した。</p> <p>公衆物損 一般車両 後部破損</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転中の運転手の安全に対する意識が希薄となり、漫然運転状態でブレーキ操作が遅れた。また、十分な車間距離が確保されていなかった。 ・運転手はKY活動を実施し運転中の安全行動を把握していたが、徹底されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元請業者及び下請け業者により教育訓練を実施し、再発防止を徹底する。 ・朝礼時に安全運転・交通ルール厳守の指示を徹底する。
28 土 (21)	R6.10.14 11:00 転倒	道路	<p>落石の発生元対策としてロープ伏工を施工するにあたり、アンカー箇所選定等の調査測量作業を行っていた。ワイヤーロープが50cm間隔で配置されている中で作業中、当事者が斜面上を移動しようとした際にワイヤーロープに足がつかず、体勢を崩し右手をついた際に右手首を負傷した。</p> <p>業者人身 右橈骨尺骨遠位端骨折</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・45°を超える急斜面上での作業で、ワイヤーロープが50cmピッチで配置されている足場の悪い中での作業となるため、安全帯(フルハーネス)を装備し、2丁掛を徹底することで転落防止に対する安全対策は行っており、朝礼でもKY活動の中で足元確認について注意を促されていたが、被災者は、足元確認を怠ったことにより、ワイヤーロープにつまづいたことが事故の要因と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝のKY活動では斜面上での作業の危険性、滑落・墜落だけではなく転倒の可能性を含めた細やかなリスクアセスメントを行い、作業従事者全員で共有する。 ・作業時は進行方向を確認し、足元を確認しながら作業を行い、慌て作業思い付き作業を行わない。 ・不安定な浮石、障害物は除去してから作業を行う。 ・注意喚起看板の設置及び、作業従事者同士の足元注意など声掛け作業を実施する。 ・作業手順書の見直し、改定。足元を注意しての作業を追加する。 ・ワイヤーロープで起伏のある箇所から優先的に施工を行い、現場での凹凸ができるだけない状態にする。 ・ワイヤーロープが長尺で広範囲になる場合は、作業エリアを決め、長期間ワイヤーロープが垂れ下がった状態にならないようにする。 ・作業従事者、社内で周知を行い安全意識の向上を図る。
29 農 (2)	R6.10.17 11:15 架空物	農地	<p>路側ブロック積工の施工にあたり床堀の作業中、土砂をダンプトラックに積み込むためバックホウのアームを上げたところ、防護済みの電線をバックホウのアームで持ち上げてしまったため、バックホウのアームを下げたところ、急に下げた反動により電柱接続箇所付近で電線の断線をした。</p> <p>公衆物損 停電民家1軒(1時間45分停電)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業当日KY活動にて注意喚起を行っていたが、現場と電線の距離が近いにもかかわらず、前日まで使用していた大型の重機(BH0.45m³)をそのまま使用して作業を行ったため、合図者が合図を出していたがオペレーターが電線の位置を見誤り電線を持ち上げてしまったことが原因であると判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場状況にあった重機を選択する。(BH0.45m³→0.25m³) ・架空線下に看板や安全標識を設置し、架空線に対する注意喚起を徹底する。 ・電線に視認性の良い保護管を設置する。 ・社内での安全教育を徹底する。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
30 農 (3)	R6.10.25 16:40 架空物	農地	<p>フリーム水路（ソケット付U字溝400×400）の据付作業終了後、バックホウを移動するため、オペレーターがアームを旋回し前進した際に、オペレーターの不注意及び見張員が目を離したことにより引込線に気付かず、接触し断線した。</p> <p>公衆物損 ケーブルテレビ不通1軒（21時間20分）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見張員を配置していたが、バックホウの進行方向と反対側にいたため、見張員の役割を果たしていなかった。 ・作業終了後、バックホウは移動しており、往路はアームを下げた状態で架空線下を通行していたが、復路はオペレーターがアームの状態（アームが上がった状態）を確認せずに移動させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウの後方にいた見張員の配置の見直しを行い、進行方向に配置して重機周辺の引込線等の状況確認を行うこと。 ・引込線下でオペレーターが見張員不在での作業・移動を行わないこと。 ・毎日のKY活動時に「連続作業は行わず、作業の切替え時に作業を一時中断し、都度、現場代理人が各作業員に対し安全確認や作業機械の状態確認」を新たに行う。 ・オペレーターが架空線に気付くよう、バックホウのキャビン内に引込線の注意喚起を促す目印を新たに付ける。 ・作業員全員に対して、今回の事故を踏まえた安全研修を実施する。 ・作業員全員が臨場で引込線の位置確認を毎朝、昼の2回行う。 ・「架空線等上空施設の事故防止マニュアル」に従いチェックリスト作成し、半年に1回から月に1回の頻度に変更してチェックを行い、発注者に報告する。 ・引込線下でクレーン作業が必要な水路据付作業時は、バックホウからユニッククレーンに変更する。 ・引込線下でのバックホウは0.25m³から引込線に届かない0.1m³に変更する。 ・引込線に再度目印テープを付け、道路上に引込線の位置が分かるように看板等で明示する。
31 農 (4)	R6.10.31 14:30 草刈・除草	維持管理	<p>清掃業務の一環で、刈払機を使用して除草していたところ、飛び石により、隣接する施設の窓ガラス1枚を破損（ひび割れ）した。</p> <p>公衆物損 窓ガラス1枚破損</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業にあたり、飛散防止用の90cm×180cmのベニヤ板を移動させながら養生をしていたが、養生範囲が足りず、飛び石により窓ガラスを破損した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養生範囲について、今後は90cm×180cmのベニヤ板3枚及び防護網を使用し、ガラス全体を覆える270cm×540cmを養生範囲とする。

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
32 土 (22)	R6.11.5 15:15 流出	道路	<p>・橋梁上部工事において、仮設材として 橋脚周りに昇降設備を施工するための水上足場として設置していたピアフロートの一部が流出した。</p> <p>公衆物損 河川へ流出（被害無し）</p>	<p>・本工事は、河川内工事であることから、施工基面高より高い位置にある重機や資材について退避計画を定め、水位上昇に伴う退避計画を設けていたが、施工基面高より低い流水部を含めた範囲の仮設物を含む資材の退避・撤去計画などの安全管理対策が定まっておらず、現場全体における安全管理体制が万全ではなかったことにより、本事案が発生した。</p>	<p>・施工基面高 よりも低い位置においては、作業で使用する場合のみ仮設物および資材を持ち込むこととする。</p> <p>・現場の実態と発注者及び河川管理者へ提出している施工計画書で乖離が無いようにし、内容を変更する必要がある場合においては変更施工計画書の提出を徹底する。</p> <p>・施工基面高より低い位置にある仮設物や資機材全てにおいて、毎日の作業終了時に残置が無い安全チェックリストを活用して点検を徹底する。</p> <p>・出水前・出水後チェックリストを新たに作成し、毎週末および出水が想定される場合の流出防止に関する項目をリスト化して活用することで、漏れが無いように流出防止措置が行えるような体制を整備する。</p>
33 土 (23)	R6.11.15	その他	調査中	調査中	調査中

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
34 土 (24)	R6.11.19 9:30 建設機械	道路	<p>0.2m3 バックホウにて箱型管渠 D300 の均しコンクリートを施工していた際、ホッパーに充填した生コンクリートを流し終え、バックホウアームを上昇させたところ、バックホウアームが歩行者灯器に接触し、歩行者灯器及び灯器用アームを破損させた。</p> <p>公衆物損 歩行者灯器及び灯器用アームを破損</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機直下での作業にも関わらず不用意にバックホウアームを上昇させ、歩行者灯器及び灯器用アームを破損させたことは、繰り返し作業による慣れと、見張り員がいることからの油断が生じていたと考えられる。 ・見張り員が危険を察知し事前に停止指示を送れなかったことは、架空線等の他上空支障物に注視しすぎたあまりに、歩行者灯器とバックホウの前後距離を適切に目視できる位置で見張りを実行できなかったことも要因と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上空支障物周辺で作業を実施する際は、原則人力作業とし、バックホウ等の重機が近接しないよう進入禁止区域を設定しバリケード等で進入禁止措置を実施する。やむを得ず上空支障物周辺でバックホウ等の重機を使用する際は、見張り員を2名以上配置し、多方面からの安全確認のもと作業を行うとともに、バックホウアームの昇降操作は進入禁止区域外で実施することを徹底する。 ・支障物にはテープ等の目印を増設するとともに、バックホウアームに「上空 架空線・支障物注意」を掲示し、支障物周辺に「架空線・支障物注意」の看板を設置し、オペレーター及び見張り員への注意喚起を徹底する。
35 土 (25)	R6.11.20	河川	調査中	調査中	調査中

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
36 農 (5)	R6.11.27 10:40 挟み込み	農地	<p>用水路工事において、既設コンクリート水路の取り壊しガラを人力で重機のバケットに投入する際、コンクリートガラとバケットの間に指を挟んだ。</p> <p>業者人身 左示指末節骨開放性骨折・挫傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員が現場の危険性を軽視し、バックホウのバケットに近づきすぎた状態で作業を行ったことが原因。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業前ミーティングにて、作業内容を確認し、安全教育（リスクマネジメント等）を行い、いかなる作業にも危険性があることを改めて周知徹底する。
37 土 (26)	R6.11.29 10:45 建設機械	道路	<p>建設発生土仮置き場内で、今後の積雪に備え本社に重機を回送するための撤収作業を行っていた。重機が仮置き場内で坂路を登る移動中に、前日からの降雨・降雪の影響を受けてぬかるんだ状態で滑り登れなくなってしまった。態勢を立て直すために、電柱の反対側でアームを180°旋回させたところキャタピラが電柱側に横滑りしてしまい、バケットが電柱本体に接触した。電柱本体の地上高さ約4mの位置に接触傷が確認されたが、電柱の傾き等は確認されず正常に通电されており問題は発生しなかった。</p> <p>公衆物損 電柱損傷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重機オペレーターの対策としても足元を確認して作業するとしていたが、重機が滑って事故を起こしていることから、事前の移動ルート足元確認において重機オペレーターの判断ミスがあったと考えられる。 ・事故当日の現場作業は重機オペレーターのみ単独作業で行われており、足元確認を単独で行っていたため、複数人でのチェックがされておらず判断ミスを防ぐことができなかった。 ・仮置き場内には電柱があったが、電柱周りには接近防止のための注意喚起措置や作業時の見張り人の配置がされていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・KY活動にて作業内容の打合せに加え重機登坂能力の確認を行うとともに、現地にて複数人で路面の目視確認（勾配、路面状況）を行う。 ・接近防止対策として、視認性の高い注意喚起看板等を設置する。（電柱周りにカラーコーン及び登り旗による注意喚起を実施）
38 土 (27)	R6.12.04	道路	調査中	調査中	調査中

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
39 土 (28)	R6.12.06	その他	調査中	調査中	調査中
40 林 (7)	R6.12.13	治山	調査中	調査中	調査中
41 土 (29)	R6.12.17	河川	調査中	調査中	調査中

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)

NO	発生日時	工事種別	事故概要	事故の原因等	防止対策
42 土 (30)	R6.12.17	道路	調査中	調査中	調査中
43 土 (31)	R6.12.17	砂防	調査中	調査中	調査中
44 土 (32)	R6.12.17	住宅	調査中	調査中	調査中

令和6年度 県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表 (令和6年12月末現在)